

外国の競馬の競走に出走した馬に対する協力金交付基準

令和2年1月1日設定

(目的)

第1条 この基準は、お客様の競馬への関心をより一層喚起するとともに、国内G I 競走の競走内容のさらなる充実を図る観点から、国内外の競走で優秀な成績を収めた馬が、外国の競馬の競走に出走した後、本会のG I 競走に出走することを促進するため、本会が指定する外国の競馬の競走に出走した馬の馬主（共有馬にあつては共有代表馬主。以下同じ。）に対して協力金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象競走)

第2条 協力金の交付対象となる競走（以下「交付対象競走」という）は、表1に定める競走とする。

(交付対象)

第3条 次に掲げる要件の全てに該当した馬の馬主に対し、次条で定める協力金を交付する。

- (1) 交付対象競走に出走したときに、本会の競走馬登録（日本中央競馬会競馬施行規程（平成19年日本中央競馬会理事長達第28号）第28条および第29条によるものを除く。以下同じ。）を受けている馬
- (2) 交付対象競走実施日前日までに、パートIのG I 競走で優勝したことのある馬（ただし2歳時の成績を除く。）
- (3) 表2左欄の要件のいずれかを満たした馬

(協力金の額)

第4条 協力金の額は、表2左欄に掲げる要件に応じて、同表右欄に定める額とする。

(不交付要件)

第5条 前条の規定にかかわらず、本会が不相当と認めた場合には交付しない。

表1

交付対象競走
凱旋門賞

表2

交付対象馬	協力金の額
① 交付対象競走に出走した馬（出国後、馬体故障等やむを得ない事由により交付対象競走に出走できなかった馬を含む。）	500万円
② 交付対象競走に出走し、当該年度のジャパンカップまたは有馬記念に出走（出走取消および競走除外を含む。）した馬（本会の競走馬登録を受けている馬に限る。）	1,000万円